

地方財政の充実・強化を求める意見書

平成25年度の地方財政計画において、国は政策の実現のために、地方交付税減額を押し進めました。地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法に規定する「地方行政の計画的な運営」に資するもので、地方財政計画、地方交付税については国の政策方針のもとに国と地方との十分な協議の上、決定する必要があります。

一方、被災地復興、子育て、医療などの社会保障、環境対策など地方自治体の担う役割は増大しており、平成26年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けた地方財政の充実、強化が求められています。

よって、国におかれては、下記の事項について充実、強化を図るよう強く要請します。

記

- 1 地方固有の財源である地方交付税を地方公務員の給与削減のために用いることは、地方分権の流れに反するものであり、地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国と地方との十分な協議のもとに決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保、農林水産業の復興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地方の財政需要に見合う地方財政計画の作成、地方交付税総額の拡大を図ること。
- 3 被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常の予算とは別枠として確保すること。特に、被災自治体の深刻な人材不足に対応するため、震災復興特別交付税を確保すること。
- 4 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月24日

上田市議会議長 尾 島 勝